山口県優良建設工事表彰要綱

（目的）

第１条 この要綱は、優良な工事及び優秀な技術者を表彰すること（以下「表彰」という。）により、県内建設業者及び技術者の施工技術の向上並びに工事の適正な施工の確保を図るとともに、県民の建設業界に対する理解を深め、もって、建設業界の発展に資することを目的とする。

（表彰対象工事）

第２条 表彰の対象は、他の模範となる優良な工事とし、次の(1)から(6)までのすべてを満たすものとする。

(1) 山口県（知事部局又は企業局）が発注した工事で、請負金額が２，５００万円（建築一式工事は５，０００万円、とび・土工・コンクリート工事及び舗装工事は１，０００万円）以上のものであること。ただし、山口県（知事部局又は企業局）が発注した災害復旧工事は５００万円 以上のものであること。

(2) 県内業者又は県内業者のみを構成員とする共同企業体が受注した工事であること。

(3) 表彰年度の前年度に完成した工事であること。

(4) 工事成績評定要領に基づく評定の結果、評定点が８５点以上の工事であること。

(5) 表彰実施年度の前年度当初から表彰の日までの間に、建設業法の監督処分又は山口県建設工事等入札参加資格に係る指名停止等措置要領による指名停止措置を受けた者、その他、表彰することがふさわしくないと認められた者の施工した工事でないこと。

(6) その他、表彰することが不適当と認められる工事でないこと。

（表彰対象技術者）

第３条 表彰の対象は、前条の要件を満たす工事に従事した技術者とし、次の(1)及び(2)を満たすものとする。

(1) 前条の要件を満たす工事の全期間において、監理技術者又は主任技術者として従事していること。

(2) 表彰実施年度の前年度当初から表彰の日までの間に、表彰することがふさわしくないと認められた者でないこと。

（審査対象工事及び技術者の推薦）

第４条 各発注機関の長は、第２条を踏まえ、所管する工事の中から表彰にふさわしいものを知事に推薦するものとする。

また、各発注機関の長は、前条を踏まえ、所管する工事に従事した技術者の中から表彰にふさわしい者を知事に推薦するものとする。

（審査委員会）

第５条 前条により推薦された工事及び技術者を審査するため、審査委員会を設置する。

２ 審査委員会の委員の構成は、別表のとおりとする。

３ 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。

４ 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は欠けたとき職務を代理する。

５ 副委員長及び委員は、やむを得ない事情があるときは、委任状により所属する組織の職員に代理させることが出来る。

６　審査委員会の会議は、構成員の過半数の出席をもって成立する。
７　会議の議事は、出席者の３分の２以上の賛成をもって決する。
８　審査委員会は、表彰候補の工事及び技術者を選定する。
９　審査委員会の事務局は、土木建築部技術管理課に置く。

（表彰する工事・技術者の決定及び表彰の方法）
第６条 知事は、審査委員会が選定した表彰候補の中から表彰する工事を「優良建設工事」、技術者を「優秀建設技術者」として決定し、その受注者及び技術者に賞状を授与する。

（表彰の取り消し）
第７条 表彰工事の決定を受けた後、当該工事が第２条の(4)、(5) 及び(6)に該当しないことが判明した場合には、その時点で工事及び技術者の表彰を取り消すものとする。
また、当該技術者が第３条の(2)に該当しないことが判明した場合には、その時点で技術者の表彰を取り消すものとする。

（その他）
第８条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則
この要綱は、平成１０年４月１日から施行する。
附 則
この要綱は、平成１３年４月１日から施行する。
附 則
この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。
附 則
この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。
附 則
この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。
附 則
この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。
附 則
この要綱は、平成２２年５月２７日から施行する。
附 則
この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。
附 則
この要綱は、平成２７年６月１７日から施行する。
附 則
この要綱は、平成２９年５月３０日から施行する。
附 則
この要綱は、令和２年５月２９日から施行する。
附 則
この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年５月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表　　山口県優良建設工事表彰審査委員

委員長	土木建築部長
副委員長	土木建築部次長（技術） 農林水産部審議監（農林水産基盤整備担当）
委員	土木建築部理事（技術） 土木建築部審議監（技術） 農林水産部審議監（林業振興・森林整備担当） 技術管理課長、道路整備課長 道路建設課長、都市計画課長 山口きらら博記念公園交流拠点化推進室次長 砂防課長、河川課長、港湾課長 建築指導課長、住宅課長 農村整備課長、森林整備課長 漁港漁場整備課長 電気工水課長 委員長が特に必要と認めた者